

## 戦後沖縄の軍用地料の配分と女性住民運動

### — 二つの地域の比較研究 —

桐山節子

沖縄県国頭郡金武町字金武<sup>1)</sup>では、軍用地料をめぐり1990年代前後に女性たちの住民運動が行われた。問題になったのは、地料の配分における女性差別であった。その期間の前段で行われた並里区の運動は、裁判という形を取らず入会団体会則改正を達成したが、金武区では、裁判に持ち込まれ2006年3月に最高裁判決が出た。それは事実上敗訴に終わった。

本稿は、女性らの運動を金武区と並里区という二つの地域の対応の違いから、基地を抱える地域社会の課題の提示を目的とする。そのため、運動が展開した1989年から2006年頃までの期間に焦点を絞り、両区の戦後史と住民運動から地域社会の動向を解明したものである。先行研究では、法学・ジェンダー学などを中心として一定の論文が蓄積されているが、ほとんど女性差別と入会団体の対抗として記述している。しかし、この課題では、金武区と隣接する並里区で裁判という形をとらず問題の解決が図られたことが、重要であると考え、軍用地料と地域社会を軸に、両区の差異から地域を検討した。

### はじめに

本稿の論点は、戦後沖縄が米軍占領を受け、金武町は、総面積の60%が軍用地となり、中でも字金武はその80%を接収されたことである(図1)。それは、米軍占領直後の基地設置だけでなく、朝鮮戦争後、辺野古に続き金武村が基地面積の拡大とキャンプ・ハンセンの建設を受け入れたことにもよる。主に金武区には、基地建設とその関連労働を求めて多くの他地域出身者が流入し、軍用地料は、その用途から地域の経済格差を高め女性差別を再編・強化したのである。軍用地料の配分をめぐる字金武の女性住民運動は、前段で行われた並里区で裁判という形を取らず地域有力者や入会団体の協議で会則改正を達成した。一方、金武区では裁判に持ち込まれ2006年敗訴に終わった。

この訴訟について、筆者は研究者らから軍用地料における女性差別は以前からあったのに、なぜこの時期に提訴されたのかと疑問を聞いている。金武区と並里区の女性運動

図1 沖縄県と金武町



出典：沖縄県金武町（2012）「統計きん」金武町役場

の経過から、この裁判は突然起こったものでなく、軍用地料の配分に関わる運動の後段で提訴されたことがわかった。論旨を先取りすると、この問題では、基地の存在に対する金武区と並里区の地域有力者の方針や、他地域出身者比率が重要な要因ではなかったかと考えられる。また、金武区と並里区の運動はじつは影響し合い、援助しながら進んでいた。さらに、女性運動に対する入会団体の対応が異なったことも判明した。

けれども、既存の金武山訴訟に関連する先行研究は、並里区が地域内の協議で入会団体の会則における女性差別を解消したことを論じたものではなく、研究者の専門分野ごとに問題を切り分ける傾向を持っている。例えば、小川竹一は入会権の権利主体と軍用地料を論じ<sup>2)</sup>、原田史緒は、「慣習が女性差別の温床であることはすでに国際社会の常識」

であり、「裁判官が意識的無意識的に持ち合わせている偏見や固定観念が裁判に影響を与える」とし、司法のジェンダー・バイアスを述べた<sup>3)</sup>。比嘉道子は、基地建設による人の移動・金武町地域の父系嫡男相続の経過を述べるとともに「既存のすべての法律がジェンダーの視点から見直されるべきである」と論じた<sup>4)</sup>。筆者は、原田と比嘉が述べた慣習と女性差別・女性差別撤廃条約との関係について同意する。来間泰男は、軍用地と軍用地料の矛盾を述べ、高額になった軍用地料がすでに不労所得となっている中での裁判とし、また、それは跡地利用計画が進まない要因の一つであると論じている<sup>5)</sup>。陳泌秀は、「村落共同体の伝統的価値が外部世界の価値観に照らし出されるようになった<sup>6)</sup>」と述べたが、そこには、軍用地料と入会団体会則の再編・強化、女性差別との関係が言及されていない。

次に、訴訟に触れていない研究の中から、『沖縄の都市と農村』高橋明善論文<sup>7)</sup>を取り上げる。彼は、読谷村の字自治組織における村づくりと農村自治を支える組織構造を論じている。筆者の注目点は、字組織における旧区民と他地域出身者における関係の現れとして、字組織の会員資格要件の変化である。

まず、村行政は、復帰後の数年間、字組織の構成員を属人的<sup>8)</sup>から属地的へ変更することを検討したが、実現しなかった<sup>9)</sup>。その検討は、他地域出身者が字組織に入会できない・あるいは参加しないことが、行政サービスの公平性が崩れる・字の結束が弱くなるなどの問題からであった。変更が進まなかった主な要因は、字の軍用地料が他地域出身者へ渡ることを懸念したためであった。

その後、さらに字組織未加入者は増加し続け、高橋の調査当時<sup>10)</sup>は26.1%となって、会員資格も字ごとで変化している<sup>9)</sup>。彼はこの村行政の検討に触れず、「最近では、娘と結婚して入村した住民も受け入れられるようになってきているようである<sup>7)</sup>」と記すのみである。以上から、高橋は、調査と県・村の統計データなどを使用し、旧区民の多彩な地域活動により農村自治を支える組織構造を論じているが、住民全体の生活内部に立ち入った記述に力を注いでいないため、筆者の注目点を掴むのは困難であった<sup>7)</sup>。

これらの先行研究を踏まえ、本稿は軍用地料と地域社会を軸に、金武区と並里区で取り組まれた住民運動と地域の対応の違いを、運動とその中心を担った女性らのライフヒストリーから、基地の町で暮らす女性らが抱える地域課題を考察する。

以下に、本稿の概略を述べる。まず、1は、字金武で女性住民運動の中心となった女性たちのあらましを述べ、2では金武町の軍用地と地域変化を述べる。3では字金武の女性住民運動のあらましを、4では2,3を背景に地域の様々な事象を検討する。5では地域の

諸相を整理し今後の展望を記述する。

## 1 運動を担う女性たち

ウナイの会<sup>11)</sup>は、軍用地料の配分における女性差別解消を目的とし、金武町金武区に在住する女子孫<sup>12)</sup>約70人で結成された。そのうち、当時90歳から51歳の戦争未亡人を含む26人が原告となり、2002年に金武山訴訟が始まった。2006年の最高裁判決では、入会団体会則の男子孫要件を違法としたが、会則における慣習の正当性を認め世帯主要要件を合法とし、ウナイの会は敗訴した。

判決を受け翌年の会則改正では、会員基準を1962年の会員確定時のものに戻し、申請により世帯主である女子孫も正会員となり、軍用地料の配分を受け取れることになった。それにより、全く地料の配分を受け取れなかった原告は、26人中3人であった。また、その改正は、2006年5月までの会員数が640人だったのに対し、2007年は899人、女性会員として123人の新規加入をもたらした。2012年には、会員数は1,086人に増加した<sup>13)</sup>。宜野座村など近隣の入会団体も会則から男子孫を削除し、子孫に改正した。しかし、金武入会団体では、現在も世帯主でない女子孫の加入は認められず、軍用地料の配分もない。

一方、隣接する並里区では、2人の女性を中心となって1991年と1999年の2回、署名・請願運動を行い、入会団体の会則改正を達成した。その内容を見ると、1991年の改正は、2002年金武山訴訟で争点となった条項で、1999年のそれは、金武入会団体設立当時から実施されている条項であった。

中心になった女性たちは、戦後の混乱期に高校を卒業し地元で就職した金武区のNMi(1933年生)、並里区のYY(1934年生)とNMa(1936年生)の3名である。彼女らは、沖縄戦や米軍占領期を経験し、労働組合、復帰運動、地域の基地抗議行動など民主的な運動を経験した人々であった。彼女たちの地域における繋がりや、区を越えたネットワークを持ち、互いの情報は、模合だけでなく同級生や女子孫の連絡網を介して多くを共有している。

加えて、この女性らの住民運動で注目することは、1990年代後半に、町政や婦人会に縛られることなく基地被害町民抗議集会や「象の檻」抗議行動に積極的に取り組んだことである。つまり、運動に参加した女性らは、基地被害抗議をする一方で、軍用地料の配分を求める運動を行っていた。彼女らの共同性の分析は、人々のつながりと地域社会

の再検討・再構築の方向性を見つけ出すことを可能にすると考えられる。

さらに、彼女らの3人のうち2人が婦人会会長経験者であったので、ここで、戦後沖縄の女性運動と婦人会の関係を述べよう。『なは・女のあしあと』（戦後編）は、沖縄婦人連合会（略称：沖婦連）は「組織形態も担い手も、戦前との断絶はほとんどなく」、「戦後沖縄の女性運動の中心的役割」を担い、役員を中心に元教職員であったとしている。主な中心課題は戦前同様生活改善で、具体的には行政の肩代わりの役割をもち「食料運配や悪質米の昆虫問題など生活物資に関する米軍政府との交渉」は、婦人会の重要課題であった<sup>14)</sup>。つまり、復帰以前に女性運動の中心を担ったのは、婦人会といえる。

これを裏付ける例として、1940年代後半に大宜味村喜如嘉婦人会がはじめた火葬場設置運動がある。それは婦人会長が中心となった運動で、慣習の中で女性のアンペイドワークとされてきた洗骨<sup>15)</sup>の廃止を訴えたものであった。言い換えると、それは、女性労働を金銭に換算し火葬場建設と維持管理費を要求したものと見える。村は1951年に火葬場建設を行い、それは後に全島に拡大した。しかし、復帰後、沖婦連の会員は減少していく。

また、1995年の沖縄県民集会と同時期に基地軍隊を許さない行動する女たちの会が、軍隊は構造的暴力であるという理念から組織された。この会は、複数の地域グループから出発しているが、沖縄県外の研究者や政治家も参加し、日本国内だけでなく米軍基地を抱える韓国、フィリピン、ハワイなどの女性とネットワークを作っている。この組織は、地域の住民運動とは異なり、代弁者的な役割を持ち、女性たちの人権運動の歴史を作り替えようとする運動でもあろう。

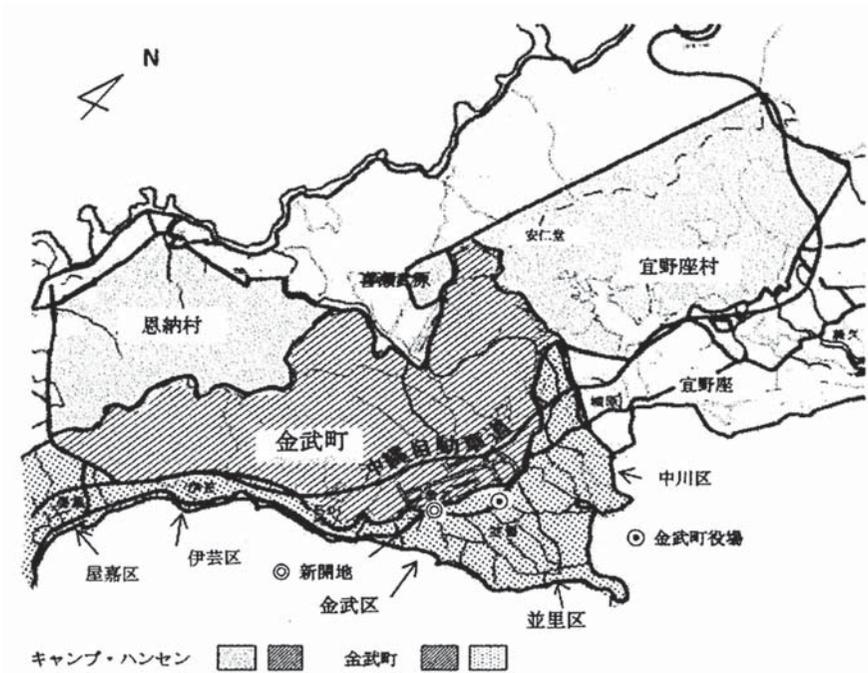
住民運動は、政治的信条で集まるものではなく、要求で結集するものである。NMaは「女性の権利は黙って手に入らないのよ」と確固とした理念を明らかにしたが、彼女らの具体的な目標は、地域社会を変える課題を明確にし、地域の公正さや人権を拡大する役割を持ったと考えられる。本稿は、金武区と並里区の女性住民運動から基地を抱える地域の課題を検討するものである。

## 2 基地の町と暮らし

### 2.1 軍用地と軍用地料の性格

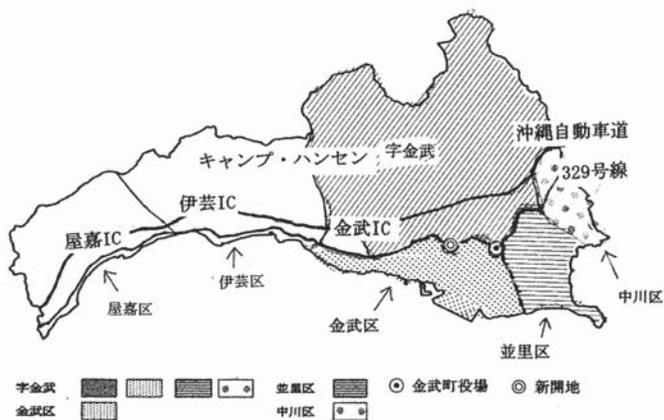
はじめに、軍用地成立の経過を述べる。沖縄は、1945年の米軍上陸後、第一次の軍用地の接収が行われた。さらに、朝鮮戦争後、第二次、第三次の土地接収へ進んだ（図2、

図2 金武町周辺とキャンプ・ハンセン



出典：①キャンプ・ハンセンを示す地図は、沖縄県 HP「沖縄県の米軍基地平成 25 年 3 月」第 8 章基地の概要、第 1 節米軍の施設別状況海兵隊 FAC6011 キャンプ・ハンセン。(2014/08/11) <http://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/documents/lkaiheitai.pdf>  
 ②金武町地図は、金武町 HP 金武町の地図と交通から。(2014/05/20 <http://www.town.kin.okinawa.jp/site/view/index.jsp>)

図3 金武町と字金武の略図



出典：①金武町地図は、金武町 HP 金武町の地図と交通から。(2014/05/20) <http://www.town.kin.okinawa.jp/site/view/index.jsp>  
 ②区の境界は、「人口統計ラボ」(2014/04/08)を参照。<http://toukei-labo.com/2010/?tdfk=47&city=47314&id=6>

注：金武区と並里区の区界は、曖昧なため点線とした。キャンプ・ハンセン内の金武区と並里区の区界は、資料が入手出来ず字金武として記した。

3)。それは、日本の高度成長期頃に当たる。当時は、総力戦であったアジア太平洋戦争の経験を持つ有権者が多数派を占めた時代で、「国民は、安全保障と軍事の問題に敏感であった。(中略)戦争経験から平和主義の指向性が強く存在し」<sup>16)</sup> 本土における米軍基地の拡大に対して大規模な反対運動<sup>17)</sup> が度々行われ、米軍基地は徐々に本土から沖縄へ拠点を移した。沖縄は、占領下であったため、米国の東アジアにおける軍事戦略の拠点とするメリットが大きいと判断された。日米によるこれらの政策は、沖縄が基地経済に組み込まれる復興と発展期となったが、急激な社会変化をもたらした民政部分の立ち遅れとともに、基地周辺における事故・暴行事件などを多発させた。さらに、農地を失った島民らが、土地収用の強引さや賃料があまりに安いことから新規接収や軍用地料の一括払いなどに反対し「島ぐるみ闘争」をたたかった。その最中、旧久志村辺野古は基地受入を決定し、それに引き続き金武村も基地キャンプ・ハンセンの受入を決めた。

これらの背景を踏まえ、字金武の軍用地は民有地であるため、その帰属の変遷を大まかに述べる。沖縄における軍用地の所有形態別基地面積の割合を見ると、国有地 34.0%、市町村有地 29.1%、民有地 33.5%である<sup>18)</sup>。本土では、多くが国有地で占められている。

金武区で軍用地となった民有地は、旧金武区部落民によって明治期に県から買い取りに際し、金銭が支払われた山・里山と金武村の公有地として登録されていた二種類の場所である。旧金武部落民会は、1956年に金武村が基地キャンプ・ハンセンの受け入れを決定した後、前者の帰属を変更し入会団体を設立するとともに、新開地の形成とその周辺の商業化に乗り出した。

さらに、彼らは、1982年に後者を管理運営するため二つ目の入会団体を金武町「旧慣による金武町公有財産の管理等に関する条例(略称:金武町条例)」に基づき設立した。その両者は、「体質が全く同じ」<sup>19)</sup>であったことから2000年に合併した。軍用地料は、現在も旧金武区民で組織された入会団体で管理・運営している。

一方、並里区は、多くが区有地であり、帰属が変更されないまま軍用地に接収された部分と金武村の公有地とされていた場所であった。前者の軍用地料は、現在区事務所で管理・運営され、区の財源となっている。後者の公有地部分は、金武町条例に基づき旧並里区民によって設立された入会団体に管理・運営されている。

次に、軍用地料の性格を考える。沖縄では、軍用地料がサンフランシスコ講和条約以後に支払われるようになり、米軍基地への大きな抗議行動の後、3回軍用地料の大幅な値上げを行い、地代にいくつかの要素が組み込まれた。それは、冷戦下でアジア太平洋地域における米軍の前線基地を沖縄が担うことに、支障が出ないように支払われてきた地

代と考えられる。

一回目の値上がりは、先に述べた「島ぐるみ闘争」の後、1959年に実施された地料の改定であった。その水準は、当時の地主要求の8割を満たす高額となり運動は終息した。来間は、この時から地代計算に本来の地代に加えて生活保障の要素が組み込まれたと論じている<sup>5)</sup>。

二回目は、沖縄の本土復帰後である。沖縄返還交渉は、「アメリカのベトナム政策の破綻、日米の政治的経済的力関係の相対的变化」などを受け、「日米同盟再編強化のための協議が沖縄返還交渉という名目の下で進められた<sup>20)</sup>」。しかし、同時期に激しい沖縄復帰運動が展開され、その運動は特に復帰後の米軍基地使用について問うた。それを受けて、復帰直後、軍用地料は4倍になり、別に見舞金と協力謝金が含まれるようになり、毎年の上昇率を換算すると復帰後数年の間に「実質6倍以上」に引き上げられた<sup>5)</sup>。その後、基地使用の反対運動は徐々に沈静化した。なお、復帰後は、日本政府が米国に変わって毎年地主と使用料の交渉を行い、契約更新を進めている。

三回目は、1995年に基地被害抗議の県民集会在開催された後で、地料はさらに高額になった。この3回の島民による抗議行動や運動は、軍用地料に生活保障や見舞金などを含ませ、地料を不労所得と言われるほど高額にした。これらは、地料の金額決定は市場要因ではなく政治的要因を含むと言われる由縁である(表1)。

表1 沖縄県と金武町の米軍基地の状況

年	沖縄県、駐留軍従業員数	沖縄県年間賃借料(百万円)	キャンプ・ハンセン年間賃借料(百万円)	金武町従事者数(キャンプハンセン)	施設面積(ha)	施設数	沖縄県従事者数
1972	19,980	12,315	617	353	28,661	87	19,980
1975	12,735	25,951	1,772	165	27,048	61	12,735
1980	7,177	31,116	2,377	213	25,587	49	7,177
1985	7,457	38,314	3,235	350	25,373	47	7,457
1989	7,689	42,650	3,898	377	25,026	45	7,689
1993	7,813	55,140	4,986	390	24,530	43	7,813
1998	8,443	68,245	6,112	427	24,283	39	8,443
2003	8,678	76,568	6,969	500	23,687	37	8,703
2008	8,928	78,375	7,220	555	23,293	34	8,928

出典：金武町総務課資料、金武町従業員数は金武町役場『統計きん』による

## 2.2 基地の現状

次に、基地が存することによる問題点と今後の課題を検討する。

第一に、沖縄には、日本全体の約74%に当たる米軍基地が集中し、不公平感をもたらしている。それは、基地があることにより米国の都合・意思により戦争や紛争をおこされ、経済を潤すことにもなるが、一方で、巻き込まれることも意味するのである。

例えば、ベトナム戦争時に、金武村は米兵で溢れかえり多額な米ドルが落ちた。一方、2011年9月の琉球新報は、9.11テロ発生後「在沖米軍基地の警戒レベルが上がり、基地警備体制は強化され、原潜の寄港情報の報道機関への事前通告は非公表となった。(中略)むしろ住民が巻き込まれる可能性があることが浮き彫りになった」と報道した<sup>21)</sup>。当時、観光客が激減し沖縄経済は打撃をうけた記憶は新しい。これらは、沖縄の人々の努力の範囲を超えている。

第二に、軍用地料は、すでに深く地域経済に組み込まれ、それは、不労所得と認識されているにも関わらず、その受取は、地域住民全員でなく一部の市町村、入会団体や個人である。さらに、先述したように、その金額の決定は市場要因でなく政治的要因を含んでいる。また、人々は、1995年の県民集会に沖縄県軍用地等地主会連合会(略称:土地連)が「基地返還は土地連の総意ではない、基地返還に繋がっては困る」<sup>22)</sup>として唯一不参加を表明した団体であったことを忘れていない。

第三に、基地返還・跡地利用計画の動きは緩慢である。金武町では、1980年代以降基地被害が増加したため、「米軍演習を糾弾する町民総決起集会」が度々行われた(表2)。さらに、基地被害抗議や冷戦の終焉を受け、1994年2月に「金武町軍用地跡地利用フォーラム」を開催した。NK町長は「跡地利用は、返還された土地を再開発するだけでなく基地であるうちに整備させ跡地利用するという考え方もできる」<sup>23)</sup>と挨拶し、NH金武町商工会会長は「これまで町の商工業は、基地との関わりを維持しながら推移してきた。1993年の金武町における軍用地料は25億円、企業で言う純利益である。一般土木建設工事業がこの純利益を上げるには約735億円の売り上げが必要となり、軍用地料がいかに大きいか分かる」<sup>24)</sup>と述べ、本格的な跡地利用計画を作るよう求めた。彼は、基地関連で生計を立てているにも関わらず、正面から基地撤去に反対せず、基地に変わる対案を示してほしいというアピールをした。

この時期に出されたギンバル訓練場の返還や自衛隊の誘致などの対案は、すべて検討され、一部実行されている。これらから、当時、すでに基地被害の深刻さは限界に達しており、軍用地料の引き上げだけでは基地撤去の声は止まらないといえる。

第四に、近年微増ではあるが軍用地料は毎年値上がり続けている。沖縄の一般地価は、本土同様値下がり続けているにも関わらず、軍用地のみ値上がりをするのである。

表2 復帰後の金武町基地被害と町議会決議数

年	町議会 決議	被害数	基地内・町道		4区内	
			暴力事件	事故	暴力事件	事故
1972		1	1		-	-
1973		3		1	41554.7	55138.7
1974		1	1		-	-
1975		2	1	2	-	-
1976		8		4	-	70042
1977		5			-	-
1978		8		2	-	94953
1979	1	4		1	-	102758.4
1980		6	1	3	-	104231.3
1981		17		13	-	0
1982		21		15	0	0
1983		11		10	-	0
1984		11		11	-	-
1985	1	1	1		-	0
1986		3		2	-	0
1987	2	5		3	-	0
1988	2	20		15	-	0
1989		8		4	0	0
1990	1	6		4	-	0
1991	2	6	1	2	-	0
1992	2	11		5	0	0
1993	4	11		5	0	0
1994	5	13		6	-	0
1995	4	4		2	0	0
1996	5	8		7	-	0
1997	3	17		15	-	0
1998	2	12	1	10	0	0
1999	2	7		5	0	0
2000	3	11		9	0	0
2001	3	6		3	-	0
2002	1	11		10	-	-
2003	2	8		7	0	0
2004	3	7		2	0	0
2005	5	5		2	-	0
2006		5		4	-	0
2007	3	14		10	-	0
2008	6	12		11	-	0
2009	6	8		4	-	0
2010	2	7		4	-	0
合計	70	324	7	213	0	0

出典：金武町企画課と金武町議会事務局（2013年11月）から作成

軍用地の県外所有者が増える傾向から、跡地利用計画が進みにくくなるのではないかと懸念されている。

### 2.3 基地と生活

2013年金武町の財政規模は、10,047,176千円で、その30%が町面積の60%を占めるキャンプ・ハンセンの軍用地料で賄われている(図2)。同年4月現在、米駐留軍は6,000~6,500人である<sup>25)</sup>。金武町の所得水準は、2000年1,903千円(沖縄県2,098千円)、2010年1,684千円(沖縄県2,042千円)<sup>26)</sup>、全国の中でも常に最下位グループに属する沖縄県の平均を下回る。さらに、生活保護率は、1975年25.4%(沖縄県25.83%、全国21.5%)、1995年14.14%(沖縄県12.75%、全国14.8%)、2010年28.0%(沖縄県20.53%、全国29.0%)で、沖縄県の中では高率のグループに属している。次に、キャンプ・ハンセン建設決定後を振り返り、金武町が離島や本島北部からの人の移動によって、急激な地域変化が起こったことを述べる。國場組による請負は本島最大の工事で、その様子は「百台のブルドーザー、重機が轟音を上げ、毎日四千人の労務者が動員され、コンクリート組み立てによるマリン独特の兵舎が四日間に一棟出来るという画期的なスピード建設であった」<sup>27)</sup>。この建設工事に連動し、軍雇用員や建設労働者などが増加し、1950年代後半から急激な他地域出身者の流入が起こった(表3)。金武区における旧金武区民對他地域出身者の比率は、1980年代頃から約3.5対6.5で出身地の多様化を招いた(表6)。並里区のその比率は、約8対2である(表7)。

また、基地周辺には、特色ある新開地と呼ばれる地域がある。そこは、キャンプ・ハンセン完成頃にかけて金武村と地主により区画整理が進められたバー・キャバレー、質屋などの店群である。1961年から1980年までに金武村社交業組合に登録した世帯<sup>28)</sup>とその人数は、146戸、598人であった。その出身地をみると、最初の10年は宮古島と奄美大島出身者が1/3を占め、復帰後は、離島、金武町とその周辺、本島北部からの転入者で占められている。さらに、この地域は暴力事件などが多発し基地被害の集計では他区とは別の取扱をされている。

金武町の地域社会では、すでに軍用地料が生活の中に染みこみ、基地のある暮らしが日常となっているかのように見える。しかし、その存在は、軍用地料の配分を受領するかどうかによる不公平感、基地被害、女性差別の温存などをもたらしてきた。これらの解決策ともいえる基地返還と跡地利用計画の動きは、緩慢である。現在、金武町でギンバル跡計画が進行中であるが、金武町が事業主となっているこの計画は県内外から注目

表3 金武町の人口と世帯数 (国勢調査)

年	世帯数	総人口	男性	女性	1世帯当たりの人員
1920	1,785	7,720	3,482	4,238	
1925	1,768	7,616	3,502	4,114	
1930	1,820	7,709	3,488	4,221	
1935	1,879	8,143	3,847	4,296	
1940	1,925	8,270	3,935	4,336	
1947	-	-	-	-	
1950	1,626	7,209	3,216	3,993	
1955	1,470	6,885	3,111	3,774	
1960	1,980	8,846	4,462	4,384	
1965	2,319	9,191	4,235	4,956	
1970	2,641	9,953	4,454	5,499	3.61
1975	2,676	10,120	4,772	5,348	3.65
1980	2,756	9,745	4,585	5,160	3.45
1985	3,009	10,005	4,751	5,254	3.21
1990	3,104	9,525	4,463	5,062	2.97
1995	3,216	9,911	4,716	5,195	2.91
2000	3,378	10,106	4,933	5,173	2.83
2005	4,056	10,619	5,162	5,457	2.48
2010	4,613	10,950	5,396	5,554	2.37

出典：「統計きん」金武町総務課資料から作成

注1) 1945年までの金武町の人口・世帯数は、金武村と宜野座村の合計

されている。

この現状をどのように解決するかは、沖縄だけの問題でなく日本全体の問題である。基地は誰のためのものか、日常生活の中で基地の町に暮らすことは、どのような課題があるのかをさらに検討する。

### 3 女性たちの住民運動

#### 3.1 再編された女性差別

金武山訴訟は、軍用地料の配分における女性差別を訴えたものであった。そこで、はじめに、沖縄における財産相続から女性を排除してきた慣習のあらましを述べる<sup>29)</sup>。その慣習は、17世紀に中国から父系集団である門中制とともに、土地私有を許されていた士族に伝わったものである<sup>30)</sup>。では、それはいつ頃から一般的になったのだろうか。比嘉は、「1899年から1903年にかけて実施された土地整理事業をきっかけとする。(中略)1900年生まれまでは、男女平等にジーワキ(土地分け)を受けたという」<sup>31)</sup>。さらに、

『なは・女のあしあと』は、「いつ頃から女性が実家のトートーメ<sup>32)</sup>を継ぐと“祟り”があるといわれるようになったのだろうか、誤解を恐れずに言う問題が出てくるのは戦後、1950年代の軍用地料や戦傷病者戦没者遺族等援護法（略称：援護法）に基づく『遺族年金』の支払いが始まったことを土台に、女性の財産相続が認められる1957年の新民法施行以後だと思われる」と述べている<sup>33)</sup>。

これらのことから、父系嫡男相続制や位牌継承<sup>34)</sup>の慣習は、明治民法の適用を受けた頃から広まったが、厳しく言われるようになったのは、沖縄の新民法の施行後の1950年代後半と考えられる。時代に逆行するような慣習の動きは、山野で金銭を生み出すとは到底思われなかった地域に地代として軍用地料が支払われ、援護法により戦争未亡人など女性に遺族年金が支給されるようになった頃からといえるだろう。

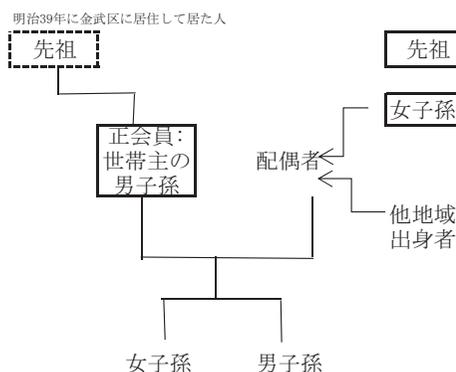
上記を踏まえ、裁判の争点と金武入会団体の会則について検討する。字金武の女性らが、軍用地料の配分で女性差別があることに気付いたのは、1982年に制定された金武町条例が施行された後であった。1980年代の金武町は基地被害が増加し、他方で、女性差別撤廃条約が批准された頃であった。

訴訟が始まった頃、金武入会団体会則の主な会員資格要件は、①1906年杣山払い下げ当時の部落民の子孫で、かつ②世帯主である男子孫であった（図4）。

ウナイの会の女子孫は、①はクリアーしていた。②の要件は該当せず、正会員になれなかった<sup>35)</sup>（図5）。

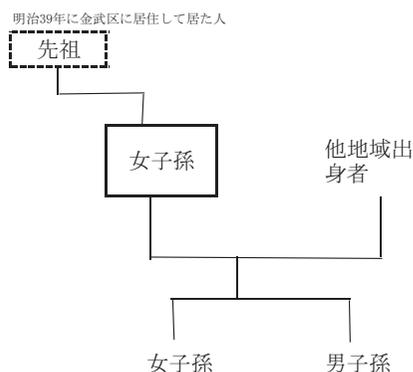
一方、1982年に金武町条例により設立された、並里区入会団体会則の会員資格要件は、①1946年4月1日以前に旧並里区に本籍を有した者の血族たる子孫で、旧並里区に本籍を有し、かつ、並里区に居住している②世帯主である<sup>36)</sup>。先に述べたように、この団体

図4 <正会員>の例



出典：金武入会権者会資料から作成（2013年3月）

図5 <ウナイの会会員>の例



出典：金武入会権者資料から作成（2013年3月）

は女性らの請願運動を受けて、1991年と1999年に会則改正を行い、女性差別を解消した。

金武山訴訟の主な争点は、上記の会員資格要件である①男子孫要件、②世帯主要件の改正であった。それに加え、ウナイの会は、③女性の社会参画の視点から会の運営を見直し、女性が入会団体の運営に参加することであった。これらは、憲法14条（法の下での平等）、民法90条、民法（263条・294条）と財産権（29条）、女性差別撤廃条約に関わるもので、その権利は、男女の別なくあるとするウナイの会と、入会権で扱う財産権は、慣習として世帯主である男子孫に限られるとする入会団体の争いとなった。以下に、上記3点の裁判における論争を記述する<sup>37)</sup>。

①男子孫要件について入会団体は、旧慣は「金武区域を含む国頭郡区だけでなく中頭郡区においてもなお広く色濃く残存するもの」で、「家制度や戦前の男性中心の意識の払拭は、たゆまない国民的努力により形成されるべきものであり、法が強制的に介入すべき問題ではない」と主張した。裁判所は、「男女の本質的平等を定める日本国憲法の基本的理念に照らし、入会権を別異に取り扱うべき合理性を見いだすことはできないから、（中略）男子孫要件による女子孫に対する差別を正当化することはできない」とし、違法と判断した。

②世帯主要件について入会団体は、「金武部落民会を含み沖縄の山山に対する確立した慣行」とし、合法性を強く主張した。ウナイの会は、「1956年の会則から現行会則に至るまで、その会則は、会員の男性により行われ、それは金武部落内の一部の男性であった。（中略）本件の問題は、世帯主に限定する慣習が存在するかどうかでなく、女性を入会権者から排除する慣習が存在するかどうかであると言うべき」であり、「これは悪しき慣行である」と主張した。裁判所は、「地方の慣習に根ざした権利であるから、そのような慣習がその内容を徐々に変化させつつもなお存続している時は、これを最大限尊重すべき」とし、世帯主要件を合法とした。

③について、裁判所は判断を示さなかった。

また、離婚した女性は、旧姓に服した場合のみ、会員資格を得られるという条項は違法とされた。結局、ウナイの会は、世帯主要件を覆せず敗訴した。

次に、金武区入会団体における会則の変遷について述べる。

先述したように、旧金武部落民会は、二つの入会団体を設立し、名称変更や会則改正を何度も繰り返し、その経緯は複雑である<sup>38)</sup>。1982年から2000年の間は二団体あった。両者は、2000年に合併し、名称を金武部落民会とし、金武山訴訟の被告となった。2013年現在、金武区の軍用地料を扱う入会団体は、金武入会権者会である。

第一は、会員資格要件は一貫して世帯主の男子孫であった。ただし、二番目の団体の会則は「世帯主の子孫」だったが、それは機能せず、男子孫を継続していた。これは、当時戦争未亡人や離婚した女子孫は、姓を服しないと正会員と認められなかったことからわかる。

第二は、徐々に厳しくした居住開始要件と居住範囲の変遷である。一番目の団体の発足時は、「本来の土着民」で、次の改正時には「明治以前からの金武部落民」とし、1982年まで続く。二番目の団体の会則は、その要件を「明治39年杣山払い下げ当時の部落民で杣山等の使用収益権（入会権・263条）を有していた者」で世帯主とした。さらに、注目することは、最初の団体は、1962年に会員確認作業を行ったが、その基準<sup>39)</sup>は、居住範囲を金武区に限っておらず、区の境界が曖昧である並里区居住者も会員としていた。けれども、二番目の団体が設立された時、後法は前法を制し、一番目の会の居住開始要件と居住範囲を同時に変更した。これは、当時、並里区出身者が会員対象でなかったことからわかる。以上のように、1982年から会則は、居住開始要件、居住地域を厳しくした。

ここで、訴訟におけるウナイの会の裁判対策に触れたい。それは、世帯主が、並里区出身者である7人のウナイの会会員を原告としたことである。その対策が功を奏し、最高裁判決後、7人は正会員と認められた。つまり、居住範囲は、裁判後1962年の基準に戻ったのである。

第三は、設立当時に定められた後継会員である。それは、会員の死亡により資格を喪失した時、同居する配偶者を本人の申し出により理事会の議を経て、一代限りの後継とし軍用地料を配分するものである。ただし、それは、正会員ではなく長男が成人したらその権利を移す。これは、並里区で1999年に改正された条項であるが、並里区では自動的に名義を切り替える。

第四は、一部の女子孫が、位牌継承を必要条件とし軍用地料を受領できたが、その名称は、代行権と特例であった。これらは裁判後の会則改正で廃止された。

また、2002年には長男特例を設け、さらに男子孫優位とした。これは、50才以上の長男で世帯主である男子孫に軍用地料を配分する事項であった<sup>40)</sup>。女子孫らは、この改正を男子孫優位に固執する入会団体の象徴的な姿勢と判断し、裁判を決意した。この特例は裁判後に廃止された。

以上から、金武入会団体の会則改正の経過を整理すると、それは、明治民法下で女性の財産相続権が検討されないまま作成された。翌年、沖縄でも新民法の施行がはじまったが、それにも関わらず、位牌継承の慣習を継続し男子孫優位を進めた。さらに、軍用

地料が高額になるにつれ会員の居住開始時期を厳しく定め、その地域を金武区に狭めてきたことが分かった。つまり、軍用地料が、他地域出身者の男性に渡らぬよう会則を再編・強化し、他地域出身者の男性と婚姻した女子孫を排除してきたといえる。

### 3.2 女性たちの運動から

中心となった3人の女性は、地域のリーダー格で人々の情報が集まる立場であった。金武区の運動では、NMiは会則のことや署名について、並里区のYYの協力を得て、彼女らが作成したものを参考にした。地域のネットワークは模合が知られているが、模合と一緒にであろうかという質問に、YYは「ううん、そんなに親しくないわよ、高校は一緒に同窓生だけど、模合と一緒にやるほど親しくない。署名などの話を聞きに来ていろいろ話したけどね」から、彼女らのネットワークは、親密度が異なる複数のつながりがあることがわかった。それは、女子孫のつながりや先輩・後輩の関係から生まれるものであった。このようなネットワークの中で運動が展開したことを踏まえ、その概略を述べる。

最初に運動を進めたYYは、1980年代後半に離婚した人が軍用地料をもらっていることを知った。彼女は「その頃並里区では、離婚した人が軍用地料を貰っていたのよ。世帯主だからと言ってね。それなのに、私たち女子孫が貰えないのはおかしいと思ったわ。役場へ問い合わせたら、世帯主は夫と妻どちらであろうといつでも変更可能ですと言われたの、何の制限もなく。だから、世帯主であるかどうかを理由に配分を受け取れないなんて、おかしいと話し合ったのよ」。それを聞いて、世帯主に変更した女性はいたのだろうか。「いいえ、それより会則を変えようと言うことになって、部落の長老であったGY、GT<sup>(41)</sup>に相談に行ったのよ。そしたらそれは確かにそうだ、運動をやったほうがよいと言われて、どのようにするといいか指導を受けたの」と彼女の判断から、部落の長老であったGY、GTが浮かんだ。

さらに、並里区のNMaが入会団体へ請願をするに至ったいきさつは、「夫が死去した後、すぐに軍用地料の配分が切られたの、それで、会則を調べたり聞いたりして遺族として妻の権利がなぜ保障されないのかと、女性の権利を主張しようと考えたわ。ほかにも同じような人がいるので、その人たちと相談し、いろいろ資料も取り寄せたりしてたくさん勉強したわね」と述べ、彼女たちは、男性も含めた7人の連名で請願書を作成した。

金武区のNMiの動きは、1980年代の初め入会団体があり、軍用地料を配分していると聞き、個人的に入会を申し入れたが断られた経験から始まった。金武区の子孫たちは、

並里区の女性たちが、入会団体会則改正のために運動していることをよく知っていた。機敏に行動する彼女は、女子孫のグループで「いろいろ話し合っ、7人で入会団体の事務所へ行ったのよ、そしたら、”会則は変えられない”の一点張りで、言葉にできないほどのことを言われたのよ」。却下され言葉の暴力にあいながら納得できずにいた。困り果て、団体の理事で後に会長になったNSに相談を持ちかけた。彼女らは、彼から「慣習原則の私的団体会員以外の意見に左右されると組織は崩壊する。総会で会員の声を多くすることが資格獲得への道である」<sup>42)</sup>と聞き、金武区でも署名運動をすることを決めた。1998年6月には、入会団体宛での「男子孫限定会則の撤廃署名」を会員に求めた。しかし、彼女らが目標署名数の約80%を集めた矢先、金武入会権者会による妨害文書が配布され挫折した。ここでは、地域の有力者としてNSが浮かび上がった。表4に彼女たちの運動の経過を記す。

次に、彼女らの運動は、どのような影響と波紋を呼んだのかを検討する。まず、軍用地料の配分をめぐる運動は、地域の女性全員の問題ではなかったが、今まで口に出せず、はっきり言えなかった女性差別を表に出し、男性協力者も含め同調者が増えた。例えば、金武区の行政委員であるUFは、「ウナイの会の活動の時には口出しできなかったですよ。この地域に生まれ育っていないので見守ることしかできなかった。でもね、彼女たちは頑張ったんですよ、何年もかかってね。軍用地料の予算は大きくて、現実の男女差別はそぐわないから、理解できたのよ」と述べた。あの裁判中に、入会団体の人とそれについて話したことはありましたか、「話したわよ、明治39年に払い下げ金を支払った人たちが会員というけど、それがそんなに重要なことかって聞いたのよ」、それで答えはどうでした「重要だ、値段が高かったから」とのこと<sup>43)</sup>。彼女の話から旧金武区民以外の人々が、女子孫差別に抗うことに共感したこと、正会員の居住開始条件から発する不公平感を強く浮き彫りにした。

表4 金武区と並里区 入会団体会則改正の運動経過

1991年	並里区で世帯主でない女子孫へ軍用地料の配分を決定。YYが中心となったグループは、部落の有力者と協議・指導を受け署名活動を行い、入会団体へ請願、その後総会で決定。
1996年	並里区のNMaを中心としたグループは、軍用地料の配分を受けていた男・女子孫が死亡した後、その配偶者が権利を引き継ぐことを請願した。
1998年	金武区のNMiを中心としたグループは、女子孫の軍用地料の配分を求める賛同署名を入会団体会員へ実施。しかし、数日で入会団体の妨害に遭い挫折。
1999年	並里区のNMaらのグループの請願が入会団体で決定された。3回目の申し入れで達成された。
2002年	金武区のNMiを会長にウナイの会は金武眉山訴訟を開始。

出典：Nmiのインタビュー（2012年11月から2013年8月）・YYのインタビュー（2013年8月）・Nmaのインタビュー（2013年8月）から作成。

当時、地域内の摩擦や葛藤ともいえる話があっただろうか。並里区で運動をやって、いろいろ言われませんでした、YYは「あったわよ、嫌がらせや悪口もいろいろ言われたわよ。ほら、軍用地料を受け取る人数が増えると一人分の金額が減るでしょう、それでいろいろ言われたのよ。でもそんなこと気にしなかったわね。正しいことをやっているのだから」、そのような嫌がらせは、金武区でも同様であった。また、このウナイの会は、裁判の開始とともにマスコミを介して、他地域で同様な問題を持つ人々と運動の情報を共有し連携も生み出した。

### 3.3 運動から浮き彫りになったこと

その第一は、現在の日本では、婚姻関係のある世帯の世帯主はほとんど男性である。そのため、金武山訴訟は女性の権利回復運動であったが、合法となった世帯要件により皮肉にも男子孫要件を強めるものとなった。司法権の行使は、人権や社会を公平に導く手立てとはなりえなかったのである。また、基地と軍用地料は女性差別を温存する存在といわざるを得ない。第二に、彼女らは基地被害抗議行動などに参加しつつ、一方でグループを組織し軍用地料の獲得を目指し、署名・請願運動、裁判をたたかった。つまり、基地を受け入れる中での軍用地料獲得運動と反基地運動の行動が併存していた。第三に、地域の有力者ともいべき人々が明らかになった。

## 4 地域の諸相－金武区と並里区の差異

### 4.1 区財政と入会団体

女性たちの住民運動に対して二つの地域の入会団体は、異なる対応をしたため、両区の違いを区事務所と入会団体から検討する。年度は異なるが、資料提供を受けた各団体の決算額・予算額から両団体の財政について検討する<sup>44)</sup>(表5)。金武入会団体は法人格を持った私的団体で年1回総会を開催する。会員は、先述した条件に合致した旧金武区民で裁判後には金武区全世帯の約40%を占め、年間50万円の軍用地料を配分されている(表6)。金武入会団体は、毎年金武区事務所へ補助金を配分しており、2008年度は決算額の約13%で8千万円であった。その決定は、区が入会団体へ翌年度予算計画を報告した後に入会団体が補助金額を決定する。このことから、金武区入会団体は、区事務所へ補助金の配分で大きな影響力を持ち、高額な軍用地料によって区を遙かに上回る絶大な力を持っているといえる。

表5 字金武 区事務所と入会団体の予算額など

(単位千円 百円以下は四捨五入)

2008年度金武入会団体決算額  会員へ配分 金武区事務所	総額	593,471円
	軍用地料	584,747円
	補償費	448,800円
	補助金	80,000円
	積立金	2,182,097円

2011年度並里区事務所予算額	総額	145,364円
	軍用地料	120,920円
	補助金	0円
2012年度金武区事務所予算額	総額	130,270円
2010年度並里区入会団体歳入額	総額	260,000円

出典：金武入会権者会・金武区事務所・並里区事務所・並里区入会団体の資料から作成（2012年3月から8月）

表6 金武区入会団体会員数と軍用地料の推移

年	補償金金額	会員数	金武区世帯数 における入会 団体会員数の 割合 %	事 項
1956		456		金武共有権者会設立
1961	\$50	456	54	①金武入会権者会に改名
1972	5万円	415	37	復帰
1982	7万円	480	33	②「金武町条例」による金武部落民会設立
1992	18万円	525	33	
2000	30万円	587	32.7	①と②合併，名称を金武部落民会とする
2002	60万円	608	32	金武西山訴訟はじまる
2006	50万円	899	31	2006年3月最高裁判決言い渡し。同年5月会則改正。 成人の男・女子孫の世帯主に軍用地料を配分。
2012	50万円	1086	47	

出典：「共有権者会沿革誌」と金武入会権者会の聞き取りから作成（2013年8月から9月）

注1) 1961年の会員数は1962年確認調査後の数 2) 補償金額は会員の額 3) 補償金額と会員数は「共有権者会沿革誌」と金武入会権者会からの聞き取りによる。 4) 金武区世帯数における入会団体会員数の割合：1956年から1972年の数値は（表3）を参照した推定値。復帰以前の金武区世帯数は公表されていないため。

旧金武部落民会は、先述したように入会団体を設立し、復帰後、金武区事務所が年行事や自治会活動を行うようになり、サービス対象者も全区民とされたことから解散した。けれども、旧金武区民の人々は、金武区事務所の様々な行事に参加するが、旧金武部落民会の流れを継承し、多額の軍用地料を管理・運営する金武入会団体に、より帰属意識を持っていると考えられる。それは、ウナイの会が教育・福祉サービスの改善を述べる際、金武町への要望は一言も出されず、入会団体の軍用地料の使途として裁判やインタビューで主張していたからである。

一方、並里区入会団体は、並里区事務所から派遣された準備委員7名による設立準備

委員会で協議され、1982年に設立された。その会則は、並里区の町会議員や中学校長など有力者らの合議で決定された。入会団体は、現在、並里区全世帯の約80%に当たる旧並里区民に対して軍用地料の配分を毎年一会員当たり24万円支払っている<sup>45)</sup>(表7)。並里区事務所は財源が豊富なため入会団体から補助金を受け取っていない。

以上から、旧金武区民による運営を行う金武区入会団体は、金武区だけに留まらない地域の経済を左右する力を持っていると考えられるが、他方で区内の不公平感を産み出している。

並里区入会団体は、その設立経緯から区事務所に準じた管理・運営体制がとられていると考えられる。

次に、区事務所の運営について述べる。金武区と並里区民は区費を支払っていない。区事務所は主に自治会的活動を行い、決定機関として金武区行政委員会、並里区議会を持ち、町役場と類似した運営がされている。それぞれ公民館活動を行い伝統的な年中行事は、区事務所が執り行う<sup>46)</sup>。ここで、並里区の特徴を述べよう。並里区事務所の2011年度予算額を見ると、独自収入として軍用地料が約83%を占めた。並里区事務所は、財源が豊富なため入会団体から補助金を受けていない。金武区と並里区の人口比は、約2対1である(表8)。これらから、区財政における区民一人あたりの軍用地料の割合を単純に人口から見ると、並里区民は金武区民より多いと考えられる。

さらに、並里区は、戦後民主的な村づくりを目標とし復帰後基地経済からの脱却を掲げ、農業振興策を推進し、地域の文化・福祉・教育分野などを含む地域づくりをおこなってきた。それらは、区事務所の潤沢な軍用地料からの財源を運用したもので、並里区の運営は、あたかも金武町行政の肩代わりをしているようである。特に、奨学金制度は、

表7 並里区人口・入会団体会員数などの推移

年	並里区			
	人口	①世帯数	②入会団体会員数	②*100/①
1985	2,394	742	620	83.6
1990	2,432	808	665	82.3
1995	2,473	853	657	77.0
1998	2,452	891	680	76.3
2000	2,609	906	715	78.9
2005	2,693	1016	804	79.1
2010	2,699	1111	890	80.1

出典：『配分金等請求訴訟事件 柚山・区有地裁判記録集』並里財産管理会・並里区事務所 2012年

表8 金武区と並里区の人口と世帯数

年	金武		並里	
	世帯数	人口	世帯数	人口
1965	954	3,843	627	2,641
1970	1,109	4,136	645	2,624
1975	1,406	4,902	723	2,576
1980	1,418	4,791	714	2,486
1985	1,547	4,886	742	2,394
1990	1,584	4,724	808	2,432
1995	1,665	4,560	853	2,473
2000	1,771	4,584	906	2,452
2005	2,073	4,710	1,016	2,609
2007	2,232	4,734	1,065	2,693
2010	2,272	4,806	1,111	2,699

出典：「統計きん」金武町総務課から作成

国勢調査

町内外でも知られており並里区の区事務所と財産管理会で運営する。

金武区と並里区事務所の運営の違いは、毎年入会団体から補助金を受け取る区と独自収入により運営を行う区における差といえる。軍用地料は不労所得といわれているが、基地被害を受けるすべての住民がその恩恵を公平に受け取っていない。地域の不公平感を是正する施策は、町行政によってなされるべきであろう。

以上から、区財政を支える軍用地料は、金武区の場合、並里区に比べて予算規模が人口に対して少額であるとともに、独自収入がない分入会団体からの補助金率が高く、区としての力は弱いと考えられる。一方、並里区は軍用地料からの独自収入が、区の裁量によって使われているため、区に対する結集力は強く、地域内で力を持っているといえる。このように金武区と並里区では、区事務所と入会団体のあり方がかなり異なっていた。これが、両地域間における対応の違いをもたらした一つの背景であると考えられる。

#### 4.2 他地域出身者との関係

入会団体会則改正で、金武区と並里区の対応の違いをもたらした背景として、次に注目することは、基地建設と基地周辺の開発などにより地域に流入した他地域出身者への対応である。金武村では、1955年から1965年の10年間で約2,300人の人口増があった(表3)。これは、基地建設と新開地開発が盛んに行われた頃である。特に金武区では人口増加が進んだであろう(表6,8)。彼らは、基地建設に就労し、その後定住した人々や基地周辺労働を求めて集まった人々であった。金武区の入会団体会員数と他地域出身者比率の推移は、表6から1956年当時旧金武区民は約60%と推測される。その後、金武区総

世帯数に占める入会団体会員数は逆転し少数派になっていった。1970年には37.4%、2000年で32.7%、2006年の裁判判決前は30.9%であった。これらから、旧金武区民の増減は少ないが、他地域出身者が増加したことがわかる。金武区入会団体会則改正前後での会員数を見ると、2007年には123人の女性会員が新規加入した<sup>47)</sup>。これは、会則改正の影響が大きかったと考えられる。

一方、並里区でも、世帯数・人口はともに増加するが、それはかなり緩やかである。世帯数が、千戸を超えるのに表8を見ると1965年から2005年までの40年間かかっている。それだけ地域の変動が相対的に緩やかであったと言える。表7は、並里区における並里入会団体会員数比率の推移を表したものである。会員数比率は、1985年83.6%、2000年76.9%、2005年80.4%で、約80%を推移して変動は僅かである。他地域出身者の比率が約20%である。

ここで、一点確認しておきたい。1991年に他地域出身者と婚姻した女子孫への軍用地料の配分を決めたが、1990年から1995年の会員数は5年で8人減であった。並里区の人口・世帯数は若干増えているが会員数の変動は少なかったのである。さらに、1995年から2000年にかけての区の人口・世帯数は、136人、53戸増加し、その間の会員数は、58人増であるため、区の世帯数増は、成人し軍用地料の配分を受け取るために、親世帯から独立して生活する子ども世帯であろう。1999年の改正では、会員が死亡した後その配偶者が軍用地料の配分を受け取るものであるため、世帯数の増加には繋がらないのである。これらから、会則改正を行ったことで入会団体会員数が、急激に増加することはなく緩やかに増加してきたのであった。

次に、新開地の形成による変化について述べる。金武区ではキャンプ・ハンセンが完成し、1961年には第一ゲート前に金武村風俗営業組合が設立された。翌年には金武村と地主により区画整理が行われ、新開地が形成された。その地域は主に米軍人・軍属用として営業を行った。前述したように、金武町社交業組合加入者の世帯人数<sup>28)</sup>は、1961年から1964年頃までは、奄美大島、宮古島出身者の占める割合は約30%であった。その後、離島出身者だけでなく本島内や金武町出身者も徐々に増え、1961年から1980年までの登録世帯人数は、宮古島が約26.2%、奄美大島が約8.0%、金武町出身者として登録した数は約17.2%、名護市は約12.2%であった。新開地地域は「キャンプ・ハンセン基地が建設されるに伴い、米軍相手の商業が盛んになり、様相は一変した。同年12月、県下にオフリミット<sup>48)</sup>が発令され、営業が死活問題となったが、金武町長らの尽力で解除の方向へ向かった」<sup>28)</sup>。この記述から、この地域の営業は、金武町が深くかかわってきたといえ

る。

一方、並里区では、区有地であった闘牛場の跡地に1963年牛納バーを開設した。そこは邦人バー街として営業を行った。さらに、「1965年頃ベトナム戦争が激化、第一ゲート前の新開地が繁栄したので、並里区民の間に第二ゲート前も都市計画化の声」<sup>28)</sup>が高まり、並里区事務所が主体となり、第二ゲート前にAサイン組合<sup>49)</sup>を結成した。しかし、その後組合員数が減少し、1971年4月には第一ゲート前のAサイン組合と合併した。並里区は後発で開発を行ったが、ベトナム戦争後に当初の見込みほど営業は増加せず、縮小していった。牛納バーのアーケード名は、現在うしな一街となっている。並里区の開発の経過は、他地域出身者比率が少数に留まっている一要因と考えられる。

以上から、他地域出身者比率は、金武区の方が並里区に比べて多数を占めたことがわかった。そのため、金武区では軍用地料の配分先が拡大することを嫌い、他地域出身者を配偶者に持つ女子孫差別を解消する合意が取れなかったと考えられる。金武区入会団体では、「他地域出身者が多いので旧金武区民だけで会を維持したかったのだろう」<sup>50)</sup>とのことであったが、上記を裏付ける談話であった。一方、並里区は他地域出身者が少数派のため、軍用地料の配分が他地域出身者へ渡ることの障害が少なかったといえる。

### 4.3 地域有力者の姿勢

次に、女性らの運動から浮き彫りになった地域有力者の政治的姿勢を検討する。はじめに、基地問題での町長の発言である、金武区出身の町長YKは、1985年3月定例議会における施政方針演説の中で金武町が軍用地料や基地関連収入によって財政が潤っていることを述べ、事件・事故があるからといって「性急な判断による対応は混乱を招く」<sup>51)</sup>とし、具体的な行動について言及しなかった。これに対して、並里区出身の町長NKは、YKの後任で復帰後16年ぶりの競争選挙によって町長に就任したが、先述したように、金武町が軍用地料や基地関連収入によって財政が潤っていることを述べながら、基地の返還とその跡地利用計画に取り組む姿勢を協議したいと主張した。金武区出身の前町長とは姿勢が異なるのであった<sup>52)</sup>。彼は、ウナイの会会長NMiの夫である。

次に、町議会議長GYが、基地問題に対してどのような考え方をしていたのかを町民集会の発言から述べる。先述した「米軍演習を糾弾する町民総決起集会」<sup>53)</sup>では、町議会議長の挨拶として「金武町では事件・事故が（中略）1981年までは一ケタ台の発生だったが、1982年から二ケタ台（中略）になり年々増加傾向にある。これらのことから、事件・事故をなくすには、演習場の即時撤去しかない」と訴えた。この発言をしたGYは、

先に述べた YY が長老と呼んだ人である。その発言には、1980年から1990年頃の並里区の有力者の政治的特徴が現れているだろう。彼は、1923年生で1954年から25年間7期、町議会議員を務めるとともに1981年から1988年まで町議会議長の地位にあった。その功績により1989年、全国町村議会議長会長並びに沖縄県庁村議会議長会長から表彰を受け1994年国からも勲章を授与され、町は町民祝賀会を開催した。彼は、地方自治分野では金武町だけでなく沖縄県でも著名な人であった。このような経歴から、YYの要望や運動に対しても良識的な対応を取ることが出来たといえる。

なお、ギンバル訓練場の返還は、1995年以降の基地返還協議で課題となり2011年に達成された。その跡計画は、金武町が主体となった地域医療とリゾートを合体させたもので、現在進行中である。行政が主導するこの計画は、県内外から注目されている。また、新開地はこの計画から新たな集客を見込んでいる。

一方、金武区の有力者はどうであろうか。ウナイの会の女性たちの要望に対して入会団体の対応は強硬で高圧的であったが、有力者は一枚岩ではなかったと考えられる。1998年頃、女子孫らが相談に行ったのは、後に入会団体の会長となった NS であった。ここで、NSの言動に注目する。彼は、2003年那覇地裁で入会団体が敗訴した時に、会長として団体の立場を地元新聞に投稿した。彼は元教員である。それは、「金武町は米軍基地とともに、外から移住者が増え、祖先伝来の財産を守るために入会団体を設立した。単純に女性差別だけで結審された感を受ける。天皇制が違憲なら納得する。任意団体が昔からの慣習、伝統を守ることの指導ならともかく、国家権力が介入するのか疑問である。(中略)世帯主でない男性には資格を与えていない」と述べ、2002年以来はじめて入会団体の立場を地元新聞に表明した<sup>54)</sup>。しかし、彼は、2006年3月の最高裁判決を受けて会則改正に奔走した。それは、裁判で違憲とされた「世帯主の男子孫」の文言を「世帯主の子孫」にするため、強硬な反対者を説得する行動であった。彼は、「会則改正は私の使命と考え、反対する役員の家を一軒一軒訪ね説得したんだ、なかなか承知してくれない人がいて、何度も家に行ったのですよ」と経緯を述べた。この努力が実り、2006年5月には会則改正に至ったのである。裁判中の NS の対応は、組織の長としてやむを得なかった面があるだろう。けれども、その言動は彼のその時の意識のすべてを表すものでなく、女性たちの要望に対して共感する面を持ち合わせていたと考えられる。それが、裁判後の行動に繋がったといえる。その点で、金武区も排他的な人ばかりではなかったのである。

最後に、並里区養豚団地建設問題から他地域出身者に対する地域の対応を検証し、地域の諸相を浮かび上がらせよう。取り上げるのは、1988年9月に町を揺るがした金武町

議会リコール運動である。ここで注目するのは、リコール請求の中心となった金武区の人々と町議会側の他地域出身者の業者に対する視線である。当時の町長は、先に述べたウナイの会会長の夫NKで、町議会議長はGYであった。NKは金武区在住であるが、GYとともに並里区出身者である。養豚団地は、既に金武区と屋嘉区<sup>55)</sup>で建設されてきたが、新たに並里区に建設する課題でその場所を並里区から変更することを要求したものであった。同年11月にリコールが成立し、12月に町議会議員選挙を行った。

議会解散請求住民は、「わずか五人の業者、しかもよそからの“かけこみ”、団地を取得する業者は町全体の養豚業者約60人のうちたったの5人です。しかも2人は団地目当てに他市から転入した業者」と主張した。金武町議会は「解散請求者は、関連する業者についてわずか5人のよそからの駆け込みと主張しているが、それぞれ偏見で排他的であります。5人とも10年以上金武町で養豚業を営んでいる町民です。こういう歪んだ考えが、町の発展を阻害し町民の和を壊します」と反論した<sup>56)</sup>。これは、主に金武区民が主導した町議会リコール運動であったが、県からの補助事業であったため県議会でも話題になった。

出直し選挙の結果は、建設反対派の票が伸び推進派と同数となり、議会勢力は拮抗した。結局、並里区養豚建設計画は頓挫した。上記の反論文書は町議会名となっているが、当然町議会議長であったGYは、同様な見識の持ち主であったろう。並里区出身者の町議であった彼と並里区出身の町長は、他地域出身者に対し偏見を持たず、融和的であったことが上記の主張や今回の調査からわかった。さらに、その姿勢は、出身地を問わず町内に在住するすべての人々の輪を作ろうとするもので、軍用地料による地域の格差や分断を解消し、町の発展を願う極めて真つ当なものであろう。

けれども。この見識は、金武町で常に多数派を占めるものでなく、並里区全体のものでもないこともわかる。人々の判断は、課題によって変化しているのだろう。なお、GYは、結局この出直し選挙に出馬することなく町議会議員をおりた。しかし、その後も地域の長老として影響力を持ち続け、YYの要求に対しても尽力し1991年に会則改正を達成した。

この事例から、金武区には、金武柚山訴訟以前にも根強く他地域出身者に対する排他的な対応があったことがわかった。一方、並里区の有力者は、他地域出身者に対して融和的な対応をしていたこともわかった。

#### 4.4 地域づくりと自治的機能

先に述べたように、並里区は、復帰後、米軍基地雇用依存からの脱却を目指し、農業を中心とした地域づくりに取り組み土地改良計画を推進した。「広報金武」によれば、並里区は「農林水産まつりのむらづくり部門で受賞」<sup>57)</sup>し、さらに「金武町の地域特産品として水芋<sup>58)</sup>を栽培しはじめた。農業生産額も1983年には億単位に伸びている。並里区は、水芋栽培の外、さとうきび、野菜づくりに区民が一体となり、村づくりのために盛んな集落活動が行われている。(中略)公民館活動も盛んな区である」と報じた。これは、農業による経済振興と地域づくりを一体として進める方針を意味するといえる。

加えて、並里区事務所には、YYの発言から自治的な機能が働いていたと考えられるので、先に地域有力者のところで触れたGYについて検討する。足立は「日本のムラは(中略)規範を共有する構成員によって、合議のもとに自主的に運営される、紛れもない一つの自治団体であった。(中略)一つの自立した公権力主体であった」としている<sup>59)</sup>。並里区では1980年代GYが町議会議長となり活躍したが、彼をはじめとする町議会議員らは、1980年代足立が論ずる「村の自治」的機能の中心に位置した地域の有力者といえるだろう。なぜなら、YYらは、並里区の長老に相談し指導を受けた後、入会団体へ請願し短期間で会則改正を達成したためである。これは、YYが、復帰後並里区事務所に勤務し婦人会役員を担う中で、地域の長老によって統括されている区事務所の「村の自治」的機能を熟知し、地域の力関係を知り尽くしていたためであろう。

並里区における二回の入会団体会則改正の請願は、入会団体の協議で決定されたが、先に述べたように、区事務所の運営が豊富な軍用地料によって賄われていること、改正によって会員数が急激に増加せず、入会団体が改正を受け入れても障害が少なかったことに加えて、並里区内における自治的な機能の働きも作用したのではないかと考えられる。これらにより、旧慣からの女性差別が解消し、地域の公平性が進展したのであろう。

一方、金武区はどうであろうか。金武区は、1950年代にはすでに離農が進んでおり、他地域から基地建設や基地周辺労働などに多くの人々が集まり、金武町の中で最初に商業が発展した地域だった。金武区では入会団体を設立した頃、村の自治的機能は、旧金武部落民会の中で機能していたと考えられる。他地域出身者が急激に増加したため、旧金武区民の中でのみそれは機能しており、金武区全体の中では見えにくくなったのであろう。例えば、NMIは、女子孫の連絡網があると述べていたが、これは旧金武区民のみの結束を示すものといえる。金武入会団体はそれを受け継いでおり、その特徴は他地域出身者には閉鎖的と受け取れるだろう。

これらから、並里区は、戦後、村の自治的機能を維持しながら、農業を中心とする経済政策と地域づくりを展開してきたといえる。一方、金武区は、他地域出身者が増加したことから基地を中心とする商業振興に努め、旧金武区民の中で結束を強めていたと考えられる。

### おわりに－未来を築くために

本稿は、字金武で取り組まれた女性らの運動と地域の対応の違いから基地を抱える地域社会の課題を検討することであった。これまでの記述から地域の諸相を整理すると、金武区は戦後、金武町内で最も早く離農が進行し、新開地を含め商業化を意欲的に進めた地域であった。同時進行した軍用地料の上昇は、旧金武区民で構成する金武区入会団体の力を大きく強め、旧金武区民は、入会団体へより帰属意識を持つと考えられる。しかし、その用途は、多数派を占める他地域出身者へ排他的な対応に繋がり、地域内の不公平感や経済的な格差を高めている。金武区入会団体の会則改正では、他地域出身者へ地料が渡ることを嫌い、裁判に至ったといえる。

一方、並里区事務所は公的機関で、その対象者は全区民であり、運営方針は融和的といえる。この方針は、並里区入会団体の運営にも反映していると考えられる。さらに、同区は、戦後他地域出身者が多数派を占めることがなかったため、彼らの存在が、地域の均質な価値観を急激に変えることがなかったと考えられ、そのため、入会団体の会則改正が地域内で協議され、改正が進んだのであろう。それは、町会議員らを中心とする民主的で融和的な地域運営を進める方針が、反映したものと考えられるが、両区の排他性や融和的対応は常に一様でなく、課題によっては、人々の利害が突出し他地域出身者らを排除する立場もあることがわかった。次に、高額な軍用地料による並里区事務所の運営は、町行政を肩代わりするかのよう生活に密着した公平な運用が進められてきたため、区民が区事務所に結集する要因と考えられる。

また、金武町では、基地被害の甚大さが基地返還・跡地利用計画を進めた主要な要因であったと考えるに至った。

字金武の女性らの住民運動は、様々な地域社会の諸相を浮き彫りにしたが、金武区では、女性差別が再編・強化された中でたたかわれ、未だ差別は解消していない。軍用地料は生活の隅々に深く浸透し、その用途から生み出される不公平感も減る傾向を見せていない。それ故、彼女らの軍用地料をめぐる女性差別に抗うエネルギーは、失われるも

のでなく、生活の中で蓄積され、再び女性の人権拡大の行動がとられるだろう。未来は自分たちの力で築かねばならないのだから。

次に、運動から見出された課題を整理して今後の展望を記したい。

第一は、金武区と並里区の地域差について、他の要因からさらに多様な分析を行うとともに、基地のない町の住民運動の調査をも進め、両者の比較を行う。その上で、沖縄の地域社会と基地問題における字金武の女性住民運動が、戦後の沖縄現代史研究の中で、どのように評価され位置づけられるかを検討する。それは、基地に暮らす女性らの住民運動からその地域の歴史や政治課題を研究することであろう。

第二は、女性らの住民運動は、基地を受け入れる中での軍用地料獲得運動と反基地運動という共存しないような立場のものであった。しかし、両者はどこか重なる部分があるのではないかという問いが生まれたが、その検討を今後の課題としたい。それは、なぜ基地に反対するのかを問い直し、日常生活の中で基地があることは何を意味するのかをさらに検討することに繋がるであろう。ここで、共存しないような立場とはどういうことかを付け加えると、それは基地反対か容認かで軍用地料の受取を判断するものである。例えば、先述した土地連が、1995年の抗議県民集会に基地の返還に繋がっては困るとして不参加とした。その主な理由は、軍用地料が入らないと経済的損失が出ることである。言い換えると、軍用地料を受け取るならば基地反対の行動に参加するなどといったように、圧力を感じるものである。

しかし、字金武の女性らは、土地連の言い分に組みするものでなく、異なる視点で行動しているようである。彼女らの立場は、珍しいことではなく静かに続いてきたことではないだろうか、つまり、先に述べたように、両者はどこか重なる部分があるのではないかと考えるためである。それ故、基地返還と跡利用計画の推進に取り組むことは、軍用地料に替わる金銭と反基地運動を併存させるという、基地の町の暮らしを変えることに直結するのだろう。

以上の二点は、女性らの運動から見出されたものであるが、それぞれ別個の問いではない。これらは、基地の町で暮らす女性たちと政治という視点で、今後の検討課題である。

#### 注

- 1) 字金武は、金武区・並里区・中川区を包含する。金武区と並里区の区界は曖昧である。金武町誌編纂委員会(1978)『金武町誌』金武町役場、702頁、727頁を参照。

- 2) 小川竹一 (2005) 「沖縄における入会権の諸相」 沖縄大学研究成果報告書『沖縄における近代法の形成と現代における法的諸問題』, pp.109-147, 所収。
- 3) 原田史緒 (2003) 「沖縄・金武入会賢訴訟」 第二東京弁護士会・両性の平等に関する委員会・司法におけるジェンダー問題諮問会議編『司法におけるジェンダー・バイヤス』 明石書店, pp.82-86, 所収。
- 4) 比嘉道子 (2005) 「金武町金武区における軍用地料配分の慣行と入会権をめぐるジェンダー」 沖縄大学研究成果報告書『沖縄における近代法の形成と現代における法的諸問題』, pp.283-310, 所収。
- 5) 来間泰男 (2012) がじゅまるブックス 4『沖縄の米軍基地と軍用地料』 榕樹書林, pp.64-72, 所収。
- 6) 陳泌秀 (2007) 「金武区軍用地料裁判から読み取る村落文化の伝統と変化」 沖縄民族研究第 25 号, 22 頁。
- 7) 山本英治, 蓮見音彦, 高橋明善編 (1995) 第 9 章「基地の中での農村自治と地域文化の形成」『沖縄の都市と農村』 東京大学出版会, pp.285-326, pp.315-316, 所収。高橋論文は, 調査資料の一部を使用したと推測するが, 地域社会を検討する場合, その地域の人々の暮らしや社会関係の内部を深く照らし出すことにより, 地域を多面的に浮き彫りにできると考えられるため, 使用しなかった資料を含めた新たな論考を待ち望むものである。
- 8) 仲地博 (1989) 「属人的住民自治組織の一考察 - 沖縄県読谷村の事例 -」 和田英夫先生古希記念論文集編集委員会編『裁判と地方自治』 敬文堂, 204 頁。「属人的」とは, 戦後, 読谷村に帰村した住民のうち元集落に戻れない住民は, 居住地に関係なく元集落の字組織への所属が認められたもの。住民の結束が元集落単位である。一方, 「属地的」とは居住地による地縁的なこと。
- 9) 渡慶次公民館でのインタビューから (2012 年 8 月)。
- 10) 山本英治, 蓮見音彦, 高橋明善編 (1995) 前掲書, 293 頁。
- 11) ウナイは, 女姉妹をさす。
- 12) 女・男子孫は 1906 年 4 月に旧金武区に居住していた男性の女・男の子孫。
- 13) 金武入会権者会総会資料, 2012/04/01 に入手。
- 14) 那覇市総務部女性室 (2001) 『なは・女のあしあと 那覇女性史』 (戦後編), pp.30-32, 所収。
- 15) (2006) 『日本民族辞典』 吉川弘文館, pp.308-309, 所収。
- 16) 中島琢磨 (2012) 『現代政治史 3 高度成長と沖縄返還』 吉川弘文館, 3 頁に所収。
- 17) 例えば, 内灘闘争, 第五福竜丸被爆事件, 砂川事件。
- 18) 沖縄県金武町『統計きん』 2012 年度版, 13 頁。
- 19) 「金武部落民会会長の談話」 (沖縄タイムズ 2003 年 12 月 18 日論壇)。
- 20) 新崎盛暉 (2005) 『沖縄同時代史別巻 未完の沖縄闘争』 凱風社, pp.8-11, 所収。
- 21) 「9.11 テロと沖縄 中東作戦に在沖米軍 極東条項なおざり」 (Web 琉球新報 2011.9.10)。
- 22) 沖縄県軍用地等地主連合会 (2004) 『土地連のあゆみ = 創立五十年史 = 新聞編集編 I』, 781

頁。

- 23) 「広報金武」(1994年3月1日)。
- 24) 25億円の軍用地料は、キャンプ・ハンセン全体の軍用地料のうち、金武町へ入る分(金武町役場・入会団体・個人)を指すと推測される。「広報金武」1994年3月1日を参照。
- 25) 金武町企画課より(2013年8月) 1970年前後、キャンプ・ハンセンはベトナム戦争の最前線基地として常時約8,000人の兵士が駐屯していた。
- 26) 沖縄県統計データより(沖縄県 Website 2014年8月10日)。
- 27) (1983)『沖縄事始め・世相史辞典』月刊沖縄社, 685頁。
- 28) 金武社交業組合(1981)「金武社交業組合創立20周年記念誌」, pp.20-36,44頁, 所収。
- 29) 比嘉政夫(1983)『沖縄の門中と村落祭祀』三一書房, pp.51-62, 所収。
- 30) 沖縄本島は、近世期地割制度を取っていたため一般の農民に原則土地私有制は認められていなかった。
- 31) 比嘉道子(2005)前掲論文, pp.291-292, 所収。
- 32) 位牌継承或いは単に位牌をさす。
- 33) 那覇市総務部女性室(2001)前掲書, pp.74-577, 所収。
- 34) 位牌継承とは、門中と同様中国から入ってきた慣習で、当初は支配階級のものであった。位牌の継承方法には、長男による位牌の承継を重視し財産権も相続する。しかし、ある時期から女性は自分の先祖の位牌を継いではいけなとするタブーが加わった。それは、以下の四点を犯すと祟りがあると信じられているものである。その禁忌事項は、①男子血縁でない養子をとることにより他の血縁が混じること②婚養子を取り女性が位牌継承になること③同じ位牌立てに兄弟の位牌が並ぶこと④長男を排除して次男以下が承継者になることである。(比嘉政夫(1983)『沖縄の門中と村落祭祀』三一書房, pp.51-62, 所収)。
- 35) 「金武入会権者会会則」1972年1977年2006年、「金武部落民会会則」2000年(金武入会権者会から2013年2月から7月に入手)。
- 36) 並里財産管理会から入手(2013年7月)。
- 37) 「」内は、裁判記録からの引用(那覇地裁判決2003.11.19, 福岡高裁判決2004.9.7, 最高裁判決, 2006.3.17)。
- 38) 使用した資料は、金武共有権者会・金武入会権者会・金武部落民会・金武入会権者会(2009年名称変更)会則である。(金武入会権者会, NMi から入手。2013年2月から5月に入手)。
- 39) 基準は、「戦争立ち退き前に正規の寄留手続きをして世帯を構成して居住していた人」「村外居住者は戦前の戸主とし、村外での分家者は復帰で認める」「並里区居住者も認める」。金武入会権者会(1984)「金武入会権者会沿革誌」1962年9月29日確認委員会議事録P11。
- 40) それまでは、父親が存命の場合、彼らは対象外であった。
- 41) GY(1923年生)の職業は農業、1981年から1988年まで金武町議会議長を勤めた。党派は無所属。町会議員の当選回数は7回。彼は並里区議会の監査役や入会団体設立にも関わった。この経歴から彼は、並里区の長老と言うだけでなく、金武町における有力者であったといえる。GT(1920年生)の職業は農業、1981年には金武町議会の副議長を勤め、町会

議員の当選回数は5回。並里区議会の監査役や入会団体設立にも関わった。

- 42) 「金武部落民会会長の談話」(沖縄タイムズ 2003年12月18日論壇)。
- 43) 沖縄県教育委員会(1989)『沖縄県史1 通史』国書刊行会(pp.420-429, 所収)は、柚山の払い下げ代金の負担の問題について親泊説を批判し、「ほとんど無価値同様のものであろう」『沖縄県史』16, pp.762-763 と言う説明の方が真実に近いと考えるべきであるとしている。
- 44) 各組織から入手(2013年5月から8月まで)。
- 45) 並里区・並里財産管理会(2012)『配分金等請求訴訟事件－柚山・区有地裁判記録集』, pp.235, 所収。
- 46) 金武区事務所で行う代表的な年中行事は、浜下り、腰ゆくい、観月祭(金武区事務所2013年2月に聞き取り)。
- 47) 金武入会団体資料と聞き取りから(2013年8月)。
- 48) 米軍によって出される指令で、米軍人・軍属・家族が民間地域へ出入りすることを禁止する内容を言う。基地に依存する地域への経済的なダメージを与えるという意味合いがある。(金武町社交業組合(1981)前掲書, 38頁)。
- 49) 米軍は、1953年頃、米軍人、軍属の健康のため厳しい風俗営業施設許可基準を設けその基準に合格したバー、キャバレー、クラブ、飲食店、原料店だけに営業の許可を与え、米軍、軍属の出入りを許した。Aサインとはこの「許可」(approve)の頭文字Aを取ったものである。月刊沖縄社(1983)前掲書, 642頁。
- 50) 金武入会権者会からの聞き取り(2013年3月)。
- 51) 「広報金武」1985年3月31日。
- 52) 1994年2月金武町軍用地跡地利用フォーラムにおけるNK町長の主催者挨拶(「広報金武」1994年3月1日)。
- 53) 「広報金武」1988年10月23日。
- 54) 「金武部落民会会長の談話」(沖縄タイムズ2003年12月18日論壇)。  
「広報金武」1988年9月30日。
- 55) 金武区の養豚団地は1981年に建設され、屋嘉区は1982年であった。
- 56) 「広報金武」1988年9月30日。
- 57) 日本政府農林水産省、日本農林漁業振興会により1985年11月26日開催されたもの「広報金武」1985年11月30日。
- 58) 田芋はサトイモ科の一種で水田に栽培されることから水芋という。植えてから約1年で収穫でき、芋茎や若い葉も食用となる。水中で栽培され、保存できるためネズミやモグラに荒らされることがなく台風にも強い。祝事の料理として使用されてきた。並里区事務所(1998)『並里区誌』, pp.378-379, 所収。
- 59) 足立啓二(1998)『専制国家私論－中国史から世界史へ－』柏書房, pp.61-62, 所収。

